

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月3日

都道府県知事
川勝 平太殿

提出者

住所 静岡県掛川市下垂木2342番地の1

氏名 株式会社 富士宇部 掛川工場

工場長 斎藤 修

電話番号 0537-24-5178

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 富士宇部 掛川工場
事業場の所在地	静岡県掛川市下垂木2342番地の1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	生コンクリート製造業（細分類番号2222）
②事業の規模	328,360,000円
③従業員数	11名（株富士宇部 掛川工場）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所(当工場) 未使用コンクリート・余剰コンクリートの固化 ↓ 収集運搬業者 運搬（委託） ↓ 中間処理業者 （委託）



(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・公害防止統括管理者（工場長）

公害防止の為の、全般的な事項の統括並びに、設備の維持管理及び改善について適切な指示を行い、公害防止業務を遂行する。
- ↓
- ・公害防止管理者・廃棄物関係（工務担当者）

公害防止に関する技術的な事項を管理する。
- ↓
- ・従業員

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】	
産業廃棄物の種類	コンクリートくず
排 出 量	2,640 t
(これまでに実施した取組)	
<ul style="list-style-type: none"> ・顧客との連携を強化し、未使用コンクリート及び余剰なコンクリートの発生量を減じ、廃棄物の抑制に繋げた。 生コンの出荷量の特需増に伴い、廃棄物の増大となった。 	
【目標】	
産業廃棄物の種類	コンクリートくず
排 出 量	2,500 t
(今後実施する予定の取組)	
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も出荷先顧客との連携を強化、未使用及び余剰なコンクリートの発生を減じ、廃棄物の抑制に繋げる。 	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	全処理委託量	2,640 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	2,640 t	— t
(これまでに実施した取組) 出荷先顧客との連携を図り、未使用及び余剰なコンクリートの発生を抑制した。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	全処理委託量	2,500 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	2,500 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (今後実施する予定の取組) • 顧客との連携を強化し、未使用コンクリート及び余剰なコンクリートの発生量を減じ、廃棄物の抑制に繋げる。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。